

聖籠町規則第十二号

聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則

(趣旨)

第一条 この規則は、母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十一条の四第一項の規定に基づき、町長が同法第二十条の規定により養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給の措置をした者（以下「本人」という。）又はその扶養義務者から徴収する措置費負担金（以下「負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の額)

第二条 負担金の額は、別表に掲げる徴収基準額による。

2 本人の養育医療の給付を受けた日数又は養育医療に要する費用の支給の対象となった日数が一月に満たない場合は、その負担金の額は、その月の実日数を基礎として日割計算によって得た額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、別表に規定するD十四階層については、この限りでない。

3 前二項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する負担金の額は、その措置に要した費用につき、町長の支弁額又は費用総額から健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の法律において準用し、又は例による場合を

含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（以下「社会保険各法」という。）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）による負担額を差引いた額を超えてはならない。

（納期限）

第三条 本人又はその扶養義務者は、前条の規定により算出した一月ごとの負担金を町長の発行する納入通知書によりその発行の日から二十日以内に納入しなければならない。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、当該日の翌日をもって納期限とする。

（納期限の延長）

第四条 町長は、本人及びその扶養義務者が特別の事情によりその負担金を納期限までに納入することが困難であると認めるときは、その納期限を延長することができる。

2 前項の規定により納期限の延長を申請しようとする者は、養育医療措置費負担金納入延長申請書（別記様式第一号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、納期限の延長の適否を決定したときは、その旨を養育医療措置費負担金納入延長決定・却下通知書（別記様式第二号）により申請者に通知しなければならない。
（負担金の減免）

第五条 町長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者が次の各号に掲げる理由により負担金を納入することが困難であると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

- 一 疾病にかかり、又は災害を受けたことにより、生計の維持が困難であると認められるとき。
 - 二 死亡したとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、特別の理由があると町長が認めるとき。
- 2 前項の規定による減免措置を受けようとする者は、養育医療措置費負担金減額・免除申請書（別記様式第三号）により町長に申請しなければならない。
 - 3 町長は、負担金の額の減額又は免除の適否を決定したときは、その旨を養育医療措置費負担金減額・免除決定通知書（別記様式第四号）により申請者に通知しなければならない。

（督促、滞納処分等）

- 第六条 町長は、負担金の納入が納期限までに行われなるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により督促した場合で、納期限までに納入がないときは、町税滞納処分の例により滞納処分の手続をとらなければならない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

別表

養育医療措置費負担金徴収基準額表

階層区分		月額負担金徴収基準額			
		基準額 (円)	加算基準額 (円)		
A 階層	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯	0	0		
B 階層	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260		
C 階層	A 階層及び D 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	C1 階層	5,400	540
		所得割の額のある世帯	C2 階層	7,900	790
D 階層	A 階層及び B 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 15,000 円以下	D1 階層	10,800	1,080
		所得税の年額 15,001 円から 40,000 円まで	D2 階層	16,200	1,620
		所得税の年額 40,001 円から 70,000 円まで	D3 階層	22,400	2,240
		所得税の年額 70,001 円から 183,000 円まで	D4 階層	34,800	3,480
		所得税の年額 183,001 円から 403,000 円まで	D5 階層	49,400	4,940
		所得税の年額 403,001 円から	D6 階層	65,000	6,500

		ら 703,000 円まで			
		所得税の年額 703,001 円から 1,078,000 円まで	D7 階層	82,400	8,240
		所得税の年額 1,078,001 円から 1,632,000 円まで	D8 階層	102,000	10,200
		所得税の年額 1,632,001 円から 2,303,000 円まで	D9 階層	123,400	12,340
		所得税の年額 2,303,001 円から 3,117,000 円まで	D10 階層	147,000	14,700
		所得税の年額 3,117,001 円から 4,173,000 円まで	D11 階層	172,500	17,250
		所得税の年額 4,173,001 円から 5,334,000 円まで	D12 階層	199,900	19,990
		所得税の年額 5,334,001 円から 6,674,000 円まで	D13 階層	229,400	22,940
		所得税の年額 6,674,001 円以上	D14 階層	全額	左の基準額の 10%、ただし、その額が 26,300 円に満たない場合は 26,300 円

備考

- この表の C1 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、C2 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 及び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- この表の D1～D14 階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税

特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成 23 年 7 月 15 日雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第 78 条第 1 項及び第 2 項（同項第 2 号及び第 3 号にあっては、地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる寄附金について適用する場合に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項から第 3 項まで
 - (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項から第 3 項まで、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項
 - (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条
- 3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。
- 4 徴収月額の特例
- (1) A 階層以外の各層に属する世帯から 2 人以上の児童が、同時に別表の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
 - (2) 児童に民法第 877 条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。
- 5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税の課税の有無等により行うものである。
- 6 給付継続中に、認定の基礎となる扶養義務者の所得税額等に変動が生じた場合は、次のとおり再認定を行い、変動が生じた日の属する月の翌月から適用するものとする。
- (1) 扶養義務者、児童の属する世帯構成等の変動の有無についての調査確認は、申請者の申出を待って行うものとする。
 - (2) 所得税額等の変動の有無についての調査確認は、A 階層については各月の初日に、B 階層、C

階層及びD階層については前年分の所得税の課税関係又は当該年度の市町村民税の課税関係（免除を含む。）が確定する時期に行うものとする。

- 7 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、町長の支弁すべき額又は費用総額から社会保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。ただし、高額療養費の支給がなかったものとして金額を算出するものとする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

住所
申請者 氏名 印
電話番号

養育医療措置費負担金納入延長申請書

聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則第4条第2項の規定により、下記のとおり養育医療の給付に伴う措置費負担金の納入延長を申請します。

記

受療者	氏名		受給者番号	
	住所			
金額	定められた納期限		納入できる期限	
円	年 月 日		年 月 日	

納期限の延長を申請する理由

年 月 日

様

聖籠町長

養育医療措置費負担金納入延長決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

当初納期限	年 月 日
延長決定後の納期限	年 月 日
金額	円

【教示】

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に聖籠町長に対して異議申立てをすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（聖籠町長が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、異議申立てを行った場合には、処分の取り消しを求める訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

聖籠町長 様

住所
申請者 氏名 印
電話番号

養育医療措置費負担金減額・免除申請書

聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則第5条第2項の規定により、下記のとおり養育医療の給付に伴う措置費負担金の減額・免除を申請します。

記

受療者	氏名		受給者番号	
	住所			
徴収決定額	年 月分から	年 月分まで	金額	円
減免を必要とする費用の額	年 月分から	年 月分まで	金額	円
減免を必要とする理由				

年 月 日

様

聖籠町長

養育医療措置費負担金減額・免除決定通知書

年 月 日に養育医療給付が決定された（受療者）様に係る措置費負担金の徴収額を下記のとおり減額・免除することに決定したので通知します。

記

当初決定負担額	円
減額・免除決定後の負担額	円
負担開始日	年 月 日

【教示】

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に聖籠町長に対して異議申立てをすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（聖籠町長が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、異議申立てを行った場合には、処分の取り消しを求める訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。